

浄化槽業界団体（震災編）

※「被害の有無」、「被害の内容」、「応急処置」の各欄において、該当する事項に○印を付ける。

被害状況の判断材料となる写真を適宜撮影し、本シートに添付する。

6. 被害の詳細				
項目	被害の有無	被害の内容	応急処置	写真No.
▼(1)設置箇所及びその周辺				
①地山	有・無・未確認	地割れ・土砂崩れ・地盤の沈下／隆起・液状化	不要・完了・未遂	
②埋戻し部分	有・無・未確認	液状化・陥没・流失	不要・完了・未遂	
[その他の被害／備考／略図等]				
▼(2)管渠設備				
①流入管渠・弁	有・無・未確認	破損・接続不良・土砂の堆積	不要・完了・未遂	
②放流管渠・弁	有・無・未確認	破損・接続不良	不要・完了・未遂	
③ポンプ槽	有・無・未確認	破損・接続不良・土砂の堆積	不要・完了・未遂	
④ポンプ槽	有・無・未確認	揚水機能障害	不要・完了・未遂	
[その他の被害／備考／略図等]				
▼(3)ブロウ				
①ブロウ本体	有・無・未確認	流失・冠水・作動不良	不要・完了・未遂	
②送気管	有・無・未確認	破損・接続不良	不要・完了・未遂	
③電気設備	有・無・未確認	通電不良	不要・完了・未遂	
[その他の被害／備考／略図等]				
▼(4)スラブ				
①スラブ	有・無・未確認	流失・破損・沈下・隆起・傾き	不要・完了・未遂	
②嵩上げ管	有・無・未確認	破損・変形・接続不良	不要・完了・未遂	
[その他の被害／備考／略図等]				
▼(5)浄化槽本体				
①槽本体	有・無・未確認	沈下・浮上・水平狂い	不要・完了・未遂	
②槽本体	有・無・未確認	漏水・雨水／土砂／海水／油脂類／瓦礫 流入	不要・完了・未遂	
③槽本体	有・無・未確認	破損・変形	不要・完了・未遂	
④点検口	有・無・未確認	蓋消失・破損・変形	不要・完了・未遂	
⑤流入管接合部	有・無・未確認	破損・変形・接続不良	不要・完了・未遂	
⑥放流管接合部	有・無・未確認	破損・変形・接続不良	不要・完了・未遂	
⑦隔壁・バツフル等	有・無・未確認	破損・変形	不要・完了・未遂	
⑧槽内の汚水配管	有・無・未確認	破損・変形・接続不良	不要・完了・未遂	
⑨槽内の空気配管	有・無・未確認	破損・変形・接続不良	不要・完了・未遂	
⑩ろ材・接触材・担体	有・無・未確認	接触材の破損・ろ材／担体の流失	不要・完了・未遂	
⑪消毒装置	有・無・未確認	消毒機能障害	不要・完了・未遂	
[その他の被害／備考／略図等]				
▼(6)その他				

図 2-4-8 (2) 詳細確認・応急処置用チェックシートの例 (2 枚目)

表 2-4-1 浄化槽業界団体における検討・実施事項

☑欄	No.	内容
	①	自ら被災した場合に、その被害を最小限に抑え、業務を継続または可及的速やかに再開させるための 事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan） を策定する。
	②	緊急時における連絡網の作成等、 機関内外の連絡体制を確立 しておく。
	③	被災した浄化槽への 応急対策に用いる資材等を備蓄 し、転倒・浸水しないよう保管する。
	④	発災時に浄化槽の被害調査でどのような情報を収集すべきなのか、災害応急対策や災害復旧・復興のタイミングで何を実施するのか、 各主体間で共有すべき情報の内容について検討し明確にする。
	⑤	地方公共団体等との間で協定を締結した場合、協定どおりに実行できるかどうか締結後も 定期的に訓練・検証 する。

表 2-4-2 災害予防において浄化槽業界団体が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	必要に応じて 地方公共団体あるいは指定検査機関等と協定を締結 する等、災害時における 浄化槽の被害状況の把握や、応急処置・復旧への協力等に関する連絡網の作成等、情報伝達の体制を確立 し、これに基づいた情報伝達を行う等、定期的に内容を確認する。
	②	災害発生時において円滑に対応するため、地方公共団体、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者等を交え、連絡網を用いた情報伝達を定期的に行う等、 定期的な訓練の実施について検討 するとともに内容を確認する。
	③	保守点検業者や清掃業者、工事業者等に対し、 本マニュアルの周知 を図る。
	④	保守点検業者や清掃業者、工事業者等に対し、前述1)④で検討した、 発災時の浄化槽被害調査において確認すべき項目について伝達 する。
	⑤	発災時に浄化槽の 応急対策や復旧に必要な物資 (代替ブロワ、薬筒、消毒剤、マンホール蓋、その他の消耗品)について 保守点検業者等の所有数を把握 し、全体としてどの程度の量数が確保できているのかを把握し、 地方公共団体に伝達 する。
	⑥	被災した浄化槽における被害状況の把握や応急処置、ならびに復旧等の対応に要する車両について、都道府県知事または都道府県公安委員会に対して 緊急通行車両としての事前登録 のため、必要に応じて届け出を行う。

表 2-4-3 災害予防において他主体が浄化槽業界団体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	⑦	表 2-4-2 ①と同様に、地方公共団体や指定検査機関は浄化槽業界団体と 協定を締結 する。
	⑧	保守点検業者は発災時に浄化槽の 応急対策や復旧に必要な物資 (代替ブロワ、薬筒、消毒剤、マンホール蓋、その他の消耗品)の 所有数について伝達 する。

表 2-4-4 災害応急対策（状況確認）において浄化槽業界団体が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	地方公共団体に対し、 被災した浄化槽の対応方法についてメール等で情報共有 する。
	②	保守点検業者より受けた 浄化槽被害 （「状況確認」）に関する 情報 （表 2-4-5 ⑦）を整理し、 地方公共団体や指定検査機関と共有 する。
	③	保守点検業者に対し、表 2-4-5 ⑥に基づき 仮設トイレの設置状況や住民の避難状況に関する情報伝達 を行う。

表 2-4-5 災害応急対策（状況確認）において他主体が浄化槽業界団体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	④	地方公共団体は 災害協定に基づき 、浄化槽業界団体に対して 被災浄化槽への技術的な支援を要請 する。
	⑤	地方公共団体は 浄化槽が被害を受けた、あるいは受けていると考えられる区域についての情報 を浄化槽業界団体に提供する。
	⑥	地方公共団体は浄化槽業界団体に対し、 仮設トイレの設置状況や住民の避難状況に関する情報伝達 を行う。
	⑦	保守点検業者は住民より連絡を受けた「 状況確認 」の内容を浄化槽業界団体に 報告 する。

表 2-4-6 災害応急対策（詳細確認・応急処置）において浄化槽業界団体が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	保守点検業者より報告を受けた「詳細確認」ならびに「応急処置」の内容と結果(表 2-4-7 ④)について整理し、地方公共団体および指定検査機関へ、可及的速やかに報告する。
	②	保守点検業者に対し、表 2-4-7 ③における仮設トイレの設置状況や住民の避難状況に関する追加の情報伝達を行う。

表 2-4-7 災害応急対策（詳細確認・応急処置）において他主体が浄化槽業界団体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	③	地方公共団体は浄化槽業界団体に対し、仮設トイレの設置状況や住民の避難状況に関する追加の情報伝達を行う。
	④	保守点検業者は、「詳細確認」ならびに「応急処置」において被災前と同様な機能の回復には大規模な改修が必要と判断された場合(水流により地面が削られて浄化槽本体の露出、浮上、流出、破損あるいは配管が露出する等)は、その旨を浄化槽業界団体に伝達する。

表 2-4-8 応急処置に用いる工具・資材の一例

応急処置用工具・資材リスト	
<p>■ 浄化槽補修用 ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料 <ul style="list-style-type: none"> ・ポリエステル樹脂 ・硬化剤 ・ガラスマット ・アセトン ・離型剤(ワックス等) ・塩ビ管、継手(直径13~25mm)、接着剤 ・補修用パテ ・コーキング剤 ○ 用具 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴム手袋 ・サンドペーパー ・ディスクグラインダ ・ウエス ・ウールローラー ・計量器具 ・塩ビカッター等 工具類 	<p>■ 交換・補充用 ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プロフ 吐出風量 30~120L/分程度 ○ 消毒剤 ○ 薬筒 ○ 配管点検用蓋 直径 15cm、30cm ○ マンホール蓋 直径 45cm、60cm <p>■ その他 ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ポータブル発電機 ○ 水中ポンプ ○ 自給式ポンプ ○ 電動ドリル ○ コンクリートブレーカ ○ コードリール ○ 換気用ファン ○ 赤外線ランプ ○ 懐中電灯、乾電池 ○ 水道ホース、止め具 ○ カメラ ○ 他

表 2-4-9 災害復旧・復興において浄化槽業界団体が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	保守点検業者、清掃業者、工事業者より得られた 浄化槽被害の情報 （表 2-4-10③～⑤）について 整理し、地方公共団体および指定検査機関と共有 する。

表 2-4-10 災害復旧・復興において他主体が浄化槽業界団体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	②	指定検査機関は、被災後の法定検査について、平常使用に復旧した浄化槽については、「応急処置」や「復旧工事」等、復旧に向けた取り組みの結果を相互に確認するため、これらに携わった浄化槽業界団体等に対して 法定検査の結果を共有 する。
	③	保守点検業者は「 応急処置 」を行った場合、その内容を浄化槽業界団体に報告する。
	④	清掃業者は、清掃の結果、初めて 槽内の破損状況等 が明らかとなった場合には、その状況について適宜写真を撮影し、浄化槽業界団体等に報告する。
	⑤	工事業者は「 復旧工事 」が実施された後、その内容について、浄化槽業界団体に報告する。